

しおがま

平成27年6月号

ハローワーク塩釜
塩釜市新浜町三丁目18-1
TEL 022-362-3361
FAX 022-362-1531

4月の窓口の動き（求人・求職・求人倍率）

【求人の動き】

新規求人数は879人で、前月比16.4%と大幅に減少した。また、対前年同月比では8.3%とかなりの程度増加した。

月間有効求人数は2565人で、前月比5.5%とやや減少した。また、対前年同月比でも1.4%とわずかに減少した。

【有効求人倍率の動き】

有効求人倍率は0.76倍となり、前月比で0.11ポイント下回った。また、対前年同月比は0.01ポイント改善された。

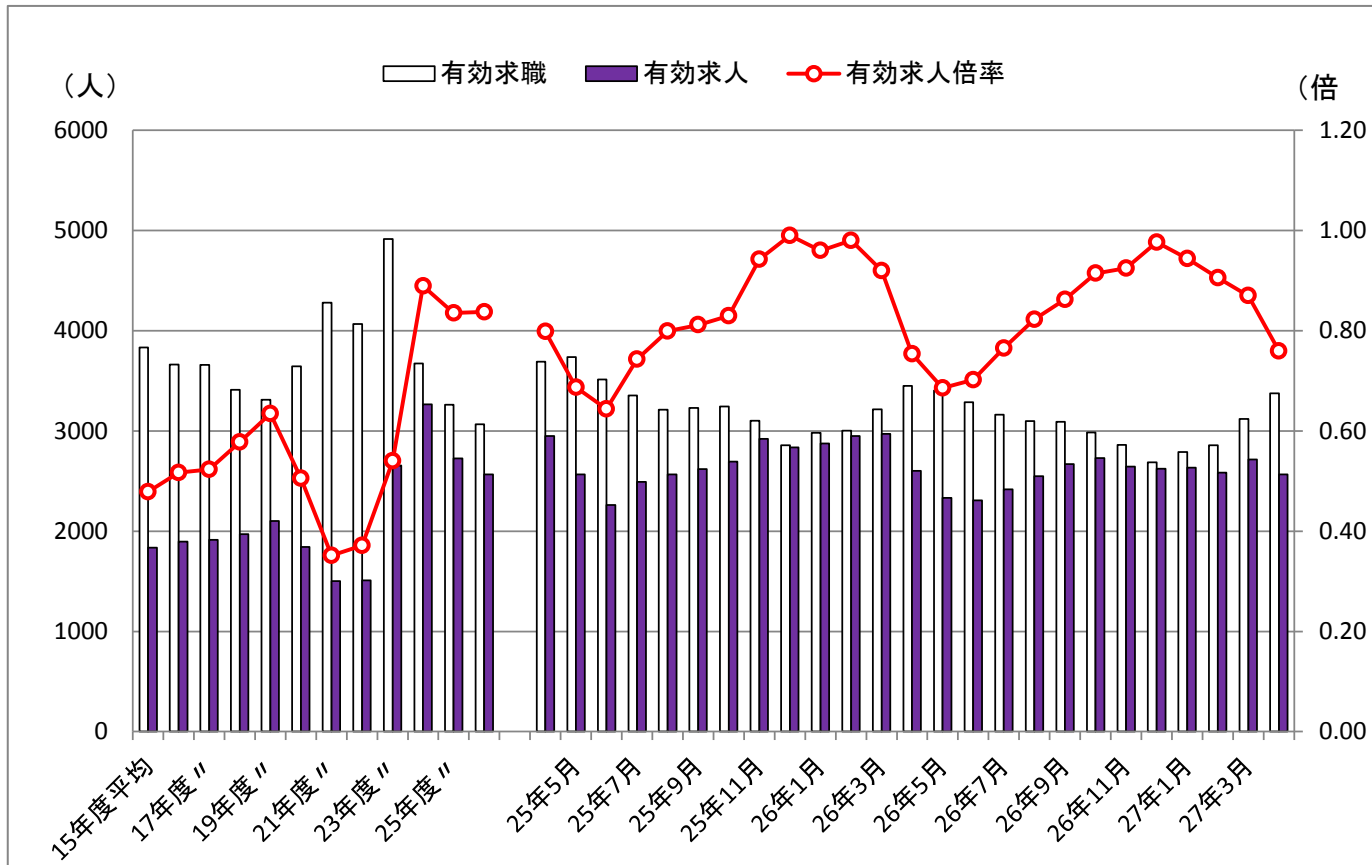
（宮城県 1.30倍、東北1.19倍、全国 1.17倍）

【求職の動き】

新規求職者数は1083人で、前月比17.2%と大幅に増加した。また、対前年同月比でも0.7%とわずかに増加した。

月間有効求職者数は3376人で、前月比8.2%とかなりの程度増加した。また、対前年同月比では2.2%とわずかに減少した。

過去最高・・・1.40(平成2年度)
過去最低・・・0.35(平成21年度)
※昭和52年度以降



1. 一般職業紹介状況（学卒を除くパートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求人数	879	-	-	8.3 %	▲ 16.4 %
月間有効求人数	2,565	-	-	▲ 1.4 %	▲ 5.5 %
新規求職者数	1,083	511	568	0.7 %	17.2 %
うち雇用保険受給者	378	156	220	0.5 %	93.8 %
月間有効求職者数	3,376	1,599	1,763	▲ 2.2 %	8.2 %
うち雇用保険受給者	1,164	484	677	▲ 9.4 %	14.9 %
新規求人倍率	0.81	-	-	0.06 p	▲ 0.33 p
月間有効求人倍率	0.76	-	-	0.01 p	▲ 0.11 p
紹介件数	1,402	701	693	▲ 8.5 %	▲ 10.7 %
うち雇用保険受給者	271	154	117	▲ 19.3 %	1.1 %
就職件数	332	150	181	▲ 13.5 %	▲ 15.1 %
うち雇用保険受給者	71	41	30	▲ 25.3 %	▲ 17.4 %
新規就職率 (%)	30.7	29.4	31.9	▲ 5.1 p	▲ 11.7 p

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

※ ▲はマイナスの表示となります。

2. 中高年齢者職業紹介状況（パートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	543	297	244	18.0 %	27.8 %
月間有効求職者数	1,614	836	774	4.2 %	11.7 %
紹介件数	651	346	302	14.6 %	▲ 11.8 %
就職件数	136	63	73	▲ 18.1 %	▲ 21.8 %

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

3. 障害者職業紹介状況

項 目	計	身体障害者	知的障害者等	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	23	9	14	53.3 %	4.5 %
就職件数	33	7	26	175.0 %	135.7 %
月末現在有効求職者数	224	103	121	▲ 22.0 %	▲ 3.9 %

4. 求人閲覧用パソコン利用状況

項 目	当 月	前 月	対 前 月 比
利 用 者 数	5,533	5,446	1.6 %

外国人労働者問題啓発月間

6/1（月）～6/30（火）

外国人雇用はルールを守って適正に！


～外国人が能力を發揮できる適切な人事管理と就労環境を～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

 厚生労働省

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

PS270601課外01

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用はルールを守って適正に

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています（雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行）。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL270601派外01